

○国立大学法人三重大学の学長選考に係る意向投票実施細則

(平成28年1月27日細則第746号)

改正 平成30年3月30日細則第746号 平成31年3月22日細則第746号
令和元年7月1日細則第746号 令和2年7月16日細則第746号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人三重大学学長選考規程第11条第2項の規定に基づき、国立大学法人三重大学(以下「本学」という。)の学長選考における意向投票の実施に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則においては「部局等」とは、人文学部、教育学部、医学系研究科・医学部、工学研究科、生物資源学研究科、地域イノベーション学研究科、教養教育院、学内共同教育研究施設等及び事務局をいう。

(意向投票管理委員会)

第3条 意向投票の実施に係る事務を管理するため、意向投票管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。ただし、教育研究評議会評議員は、委員となることはできない。

(1) 大学教員 9名(各学部又は研究科、教養教育院及び医学部附属病院から各1名並びに学内共同教育研究施設等から1名)

(2) 事務職員 1名(副課長相当職以上の職員)

3 委員会に委員長を置き、委員の互選による。

4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

5 委員が学長候補者となった場合は、委員を辞退しなければならない。

6 委員に欠員が生じた場合は、速やかに、あらかじめ選出した補欠委員をもって補充する。

(会議)

第4条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(投票有資格者の範囲)

第5条 意向投票の投票資格を有する者(以下「投票有資格者」という。)は、本学に常時勤務を要する職員とする。

2 前項の職員には、国立大学法人三重大学職員の任期に関する規程第2条第2号から第10号までに規定する者を除くものとする。

(投票有資格者の区分)

第6条 投票有資格者は、次に掲げる職種・職名ごとに区分する。

(1) 専任講師以上の大学教員(学長、理事及び専任の医学部附属病院長を含む。)

(2) 助教及び助手

(3) 副課長相当職以上の職員

(4) 看護職員及び医療技術職員(前号の職員を除く。)

(5) 附属学校教員(第3号の職員を除く。)

(6) その他の一般職員(第3号及び第4号の職員を除く。)

2 前項第3号の副課長相当職以上の職員とは、次に掲げる者とする。

(1) 附属学校教員のうち副校長、副園長、教頭

(2) 一般職員のうち部長、副部長、課長、法務企画監、事務長、副課長、室

長、専門員

- (3) 教室系技術職員のうち技術長、技術長補佐、先任技術専門員
 - (4) 船員のうち機関長、一等航海士
 - (5) 看護職員のうち看護部長、副看護部長
 - (6) 医療技術職員のうち栄養士長、臨床検査技師長、副臨床検査技師長、診療放射線技師長、副診療放射線技師長、副薬剤部長、臨床工学技士長、副臨床工学技士長
- (投票日等)

第7条 委員会は、意向投票の日時及び場所を特定し、第14条に定める不在者投票の開始日の前日までに、各部局等の長を通じて投票有資格者に通知する。

(投票有資格者の確定)

第8条 委員会は、第14条に定める不在者投票の開始日の7日前の日を基準日として投票有資格者を確定し、有資格者名簿を作成する。

2 前項の場合において、その基準日に休職中、出勤停止中及び育児・介護休業中の者は有資格者名簿から除く。

(投票所、投票管理者及び投票立会人)

第9条 意向投票を行うため、各部局等を原則として委員会が別に定めるところにより、投票所を置く。

2 前項に規定する各投票所に、投票管理者を置き、委員会が指名する者をもって充てる。

3 各投票所に、投票立会人1人を置き、委員会が指名する者をもって充てる。

4 投票管理者若しくは投票立会人が学長候補者となったとき又は病気等の理由によりその任に当たることができないときは、委員会が直ちに別の者を指名する。

(投票場所)

第10条 各投票所の投票場所は、各投票管理者が定める。

(投票用紙)

第11条 投票用紙は、別記様式1のとおりとする。

2 投票場所において投票管理者は、投票者が投票有資格者であることを有資格者名簿により確認し、確認した旨の印を当該名簿の確認欄に記入(第14条に規定する不在者投票の場合は、その旨を記入)した後、投票者に投票用紙を交付する。

(投票)

第12条 投票は、第6条に規定する有資格者の区分毎に行う。

2 投票は、1回限りとする。

3 投票者は、前条により交付された投票用紙の候補者について、1名に○印を付し、封じた上、これを投票管理者の立会いの下に、投票箱に入れるものとする。

(無効票)

第13条 投票における無効票は、次のとおりとする。

- (1) 2名以上に○印を付したもの
- (2) 投票者の氏名が記載されたもの
- (3) 所定欄に○印以外の印を付したもの

2 前項に規定するもののほか、投票の有効性に疑義が生じた場合は、委員会がその都度、判定する。

(不在者投票)

第14条 投票有資格者のうち、投票日当日に不在となっている者については、不在者投票を行うことができる。

2 不在者投票は、投票日の14日前の日から投票日前日までの期間(土・日・休日を

除く。)に、各投票管理者が定める投票場所で行う。

3 不在者投票をしようとする者は、不在者投票の期間中に、投票場所において投票用紙の候補者について、1名に○印を付し、封じた上、これを自己の姓名を記載した不在者投票用封筒に入れて密封し、投票立会人の立会いの下に、投票管理者に預託するものとする。

4 前項の預託を受けた投票管理者は、投票日に投票立会人の立会いの下に、不在者投票用封筒に記載された姓名を有資格者名簿により確認した後、当該封筒内の投票用紙を投票箱に入れるものとする。

(投票の締切)

第15条 投票管理者は、投票を定刻に締切り、投票箱を密封し、残余の投票用紙、有資格者名簿及び調査票(別記様式2)とともに、あらかじめ委員会が指定する場所に、速やかに持参し、委員会に引き継ぐものとする。

(開票)

第16条 委員会委員長は、全投票所の投票箱等の引継ぎが終了した後、直ちに委員会委員の立会いの下に、開票する。

(投票結果の報告)

第17条 委員会は、意向投票終了後、投票有資格者の区分毎の得票数を選考会議に報告する。

(委任)

第18条 選考会議は、投票の実施に関し必要な事務手続上の事項について、委員会に委任することができる。

附 則

この細則は、平成28年1月27日より施行する。

附 則(平成30年3月30日細則第746号)

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月22日細則第746号)

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年7月1日細則第746号)

この細則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和2年7月16日細則第746号)

この細則は、令和2年7月16日から施行する。

別記様式第1(第11条関係)

意向投票用紙

[別紙参照]

別記様式第2(第15条関係)

学長候補者意向投票調査票

[別紙参照]